

入札告示

札幌市告示第 4015 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 8 年 10 月 23 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒062-0934 札幌市豊平区平岸 4 条 18 丁目 1-21

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部子ども発達支援総合センター

地域支援課企画係 電話 011-821-0070、e-mail: chikutaku@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

札幌市子ども発達支援総合センター給食業務

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による。

(3) 履行期間

令和 9 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日

(4) 履行場所

仕様書による。

(5) 入札方法

総価で行う。入札書へは食材料費を含めず管理運営費のみを記載することとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 令和 8～11 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「給食業」に登録されている者であること。

(2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(6) 366 日 3 食の食事を安定的に提供でき、食数の増加等の急な状況変化に対応できると判断可能な一般財団法人医療関連サービス振興会による「医療関連サービスマーク（院内調理患者等給食）」の認定を入札公告日時点で受けていること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所
上記1に同じ。

また、以下の札幌市公式ホームページにおいてもダウンロードできる。

【札幌市子ども発達支援総合センター給食業務】

https://cms.exn.city.sapporo.jp/cms8341/kenko/iryo/chikutaku/images/nyusatu_07/kyusyoku_r9.html

- (2) 入札書の提出方法
上記1の場所に持参又は送付により提出すること。
- (3) 入札書の受領期限
令和8年11月6日（金）午前11時（必着とする）
- (4) 開札の日時及び場所
令和8年11月6日（金）午後1時30分
札幌市豊平区平岸4条18丁目1-21
札幌市子ども発達支援総合センター地域支援課事務室

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

- (3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札及び同等品で入札する際に同等品確認が行えない入札は無効とする。

- (4) 契約書作成の要否 要

- (5) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査するので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認

した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以降、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

- (6) 詳細は入札説明書による。